

# 水軒堤防公園サポートクラブ規約

## 第1章 名称、目的および事業

- 第1条 名称：この会は、「水軒堤防公園サポートクラブ」と称す。
- 第2条 目的：「水軒の浜に松を植える会」の目的を引き継ぎ、その成果を踏まえて、和歌山市の都市計画公園「水軒堤防公園」の保全活用と維持管理を市民とともに、自治会中心で設立された「水軒堤防公園美化協力会」と連携して支援していく。
- 第3条 事業：この会では、以下の事業を行うこととする。
- ① 水軒堤防公園に植えた松の剪定等維持管理の支援事業
  - ② 水軒堤防公園の美化活動を行う水軒堤防公園美化協力会の事業に協力する事業
  - ③ 水軒堤防公園の施設の維持管理を支援する事業
  - ④ 水軒堤防公園の史跡水軒堤防を保全活用する事業
  - ⑤ NPO 法人和歌の浦自然歴史文化支援機構の事業に協力する事業
  - ⑥ その他、第2条の目的を達成するための事業

## 第2章 組織及び事務局

- 第4条 本会は、本会の目的に賛同し、会員登録した会員で構成する。
- 第5条 事務局は事務局長の住所に置く。

## 第3章 役員

- 第6条 本会は、次の役員を置く。
- 会長1名、副会長 若干名、事務局長1名、会計1名、監査2名、幹事 数名。
- 監査を除く、役員は兼務は妨げない、また、任期は特に定めない。
- 第7条 会長は、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはその任務を代行する。
- 第8条 会長は、本会を総括し、必要に応じて総会、役員会を招集することができる。
- 第9条 事務局長および事務局は、庶務をつかさどり、本会を運営し、活動の状況を明確に記録する。
- 第10条 会計は、会計事務をつかさどり、会計報告の義務を持つ。
- 第11条 監査は、会務の執行状況ならびに会計事務の監査を行い、次年度第1回役員会および総会において報告する。
- 第12条 会長、事務局長ならびに監査は、総会において会員から選出され、副会長、会計および幹事は会長の委嘱による。
- 第13条 幹事は、役員会議に出席し、事業計画の立案・推進に参画する。
- 第14条 会長に職務遂行上の困難が生じた時、役員会は臨時に会長を選出することができる。

## 第4章 役員会

- 第15条 役員会は、第6条に規定する役員をもって構成し、本会の事業計画を立案する。
- 第16条 役員会は必要に応じて会長が招集する。

## 第5章 総会

- 第17条 総会は、最高の決議機関であり、会員定数の過半数以上の出席(委任状は出席とみなす)をもって成立し、原則として会則の変更、会長の交代等がある場合、あるいは会員の5分の1以上の要求があるときは、開催しなければならない。
- 第18条 議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第19条 総会において審議未了に終わった場合、議決により役員会に委任することができる。

## 第6章 顧問

- 第20条 本会は、顧問を委嘱することができる。

## 第7章 会計

- 第21条 本会の経費は、水軒堤防公園美化協力会からの分担金、寄付金および事業収入金をもって賄う。
- 第22条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第23条 会計報告は、次年度第1回役員会および総会において報告する。

## 第8章 規約改廃

- 第24条 役員または5名以上の会員が本会の運営上新たに何らかの支障が生じたと認めた時、その項目を役員会を通じて総会に計り、その議決により本規約を改正することができる。
- 第25条 本規約は2019年4月1日より施行する。

## 第9章 付則